

継続

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第93号
令和3年3月16日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

建築士事務所登録からの暴力団排除対策の推進について

建築士法の一部を改正する法律（平成26年法律第92号）が成立し、同法による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）において、建築士事務所の登録に係る登録申請者の欠格要件等に暴力団排除条項が整備され、平成27年6月25日に施行されることから、各都道府県警察にあつては、都道府県との緊密な連携の下、建築士事務所登録からの暴力団排除対策の推進に努められたい。

なお、本件に関しては、国土交通省住宅局建築指導課長から別添1「建築士事務所登録に係る暴力団排除の実施について」（平成27年6月19日付け国住指第1041号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 概要

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならないが、今般の建築士法の改正に伴い、建築士事務所の登録に係る欠格要件及び取消事由に暴力団排除条項が盛り込まれたもの。

2 暴力団排除条項の内容

(1) 建築士事務所の登録に係る欠格要件（法第23条の4関係）

建築士事務所の登録に係る欠格要件は以下のとおりである。

- ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの
- ウ 法人でその役員のうち、暴力団員等に該当する者があるもの

※ 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう（法第23条の2第3号）。

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 建築士事務所の登録に係る取消事由（法第26条関係）

都道府県知事は、建築士事務所の登録を受けた者が欠格要件に該当するに至ったときは、当該登録を取り消さなければならないこととされた。

3 都道府県警察の対応

(1) 都道府県からの照会に対する回答

建築士事務所の登録を受けようとする者又は建築士事務所の登録を受けた者が、欠格要件に該当するか否か確認する必要があるときは、都道府県で建築士事務所登録を主管する課の長（以下「登録主管課長」という。）から都道府県警察の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対して照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）に基づき、適切に対応すること。

なお、文書により回答を行う場合には、別添2「回答書」を使用すること。

(2) 都道府県に対する通知

暴力団対策主管課長は、上記(1)による照会のほか、建築士事務所の登録を受けた者が、欠格要件に該当する事実を把握した際は、登録主管課長に対する積極的な通知を行うこと。

なお、文書により通知を行う場合には、別添3「通知書」を使用すること。

4 留意事項

(1) 適切な保護措置等

登録の拒否や取消し等を行う際に都道府県の担当者から相談等を受理したときは、適切な指導、助言等を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。

(2) 積極的な事件化

建築士法では、虚偽又は不正の事実による登録等に罰則規定が設けられていることから、これらに該当する事実を把握したときは、積極的に事件化を検討すること。

(3) その他

都道府県知事は、指定事務所登録機関に建築士事務所登録に係る事務を行わせることができる（法第26条の3）とされており、当該指定を受けた各都道府県の建築士事務所協会から行政対象暴力等に関する相談等を受けた場合は適切に対応すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成27年6月19日

（有効期間：平成33年3月31日）

別添1～3については省略